

佐久市除融雪マニュアル

平成29年8月

佐 久 市

I マニュアルの基本事項

1 目的

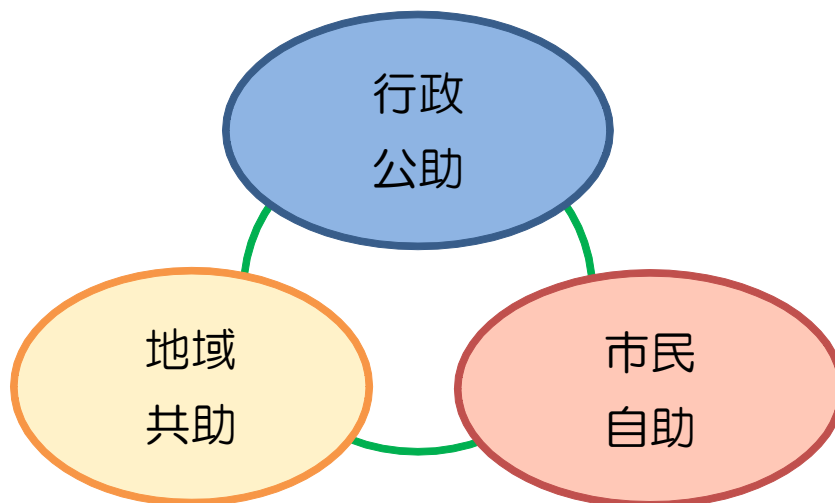
本マニュアルは、除融雪に関し行政、市民、地域の役割を定めることにより佐久市に即した対策を確立するとともに、佐久市交通安全条例の趣旨に基づき行政と市民が一体となり安全で快適な市民生活を実現させることを目的とし、効率的で効果的な道路除融雪の手引きとする。

2 基本方針

雪害は、他の自然現象に比べ日常性の高い災害であり、かつ生活・社会・経済活動に与える影響が大きいといえる。

このため、行政と市民一人ひとりが役割を分担し、協働することによる除雪体制を図るとともに、地域ぐるみの除雪体制を確立することにより、市民生活の安全確保を推進する。

また、路面凍結対策として、関係機関及び地域と連携し、路面凍結防止剤の適時・的確な散布を行い、安全な道路状況の維持を図る。



3 自治体と地域の役割

除雪について

(1) 県の役割

国道、主要地方道及び一般県道における除雪の実施。

(2) 市の役割

佐久市が管理する主要道路において、機能性を有する防滑装置装着タイヤ及び防滑タイヤでの走行が可能となる除雪の実施。

(3) 市民・地域の役割

地域内道路、生活道路、歩道、横断歩道橋、各戸の玄関先等における、市民の積極的な参加による地域ぐるみの除排雪の実施。

融雪について

(1) 県の役割

国道、主要地方道及び一般県道における融雪の実施。

(2) 市の役割

佐久市が管理する主要道路において、別途指定する幹線道路を重点とした融雪の実施。

道路面の凍結によるスリップ事故や渋滞を防止するため、日陰道等への凍結防止剤散布。

区長からの申請に基づく、各区への凍結防止剤配布。

(3) 市民・地域の役割

地域の生活道路及び集落内道路における、市民の積極的な参加による凍結防止剤散布。

II 除雪体制

1 市の組織体制

円滑な除雪を実施するためには、除雪・連絡体制の構築が重要となる。

市長は災害が発生しまたは発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、災害対策基本法第23条の規定により、佐久市災害対策本部を設置することとしており、災害対策本部が設置された場合には、除雪体制も災害対策本部の元に統合されることとなる。

このため市では、災害対策本部が設置された状況下と通常の降雪状況下における二つの組織体制を定めることにより、降雪に対し円滑な対応を図るものとする。

(1) 災害対策本部体制

災害対策本部体制とは、多大な降雪により災害対策本部が設置された場合に敷く、市役所全体を上げて対応を行う体制である。

【本部体制】

災害対策本部は下記図によるもので、市民の救援、他組織への応援要請その他災害の状況に応じ必要な対策をとるものとする。

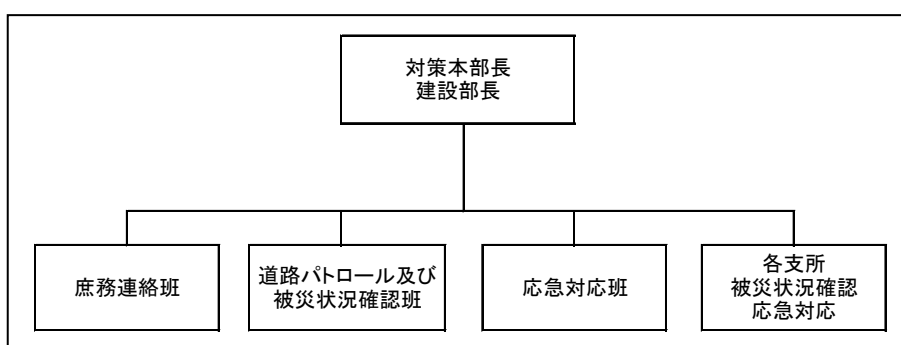


【除雪・連絡体制】（建設部災害対策組織体制）

除雪委託業務に関する取組及び連絡については建設部で統括するものとする。

建設部は別に作成する災害対策組織編成表に従い災害対策組織を編成し、各支所と連携した除雪・連絡体制を構築するものとし、その概略は下記図によるものとする。

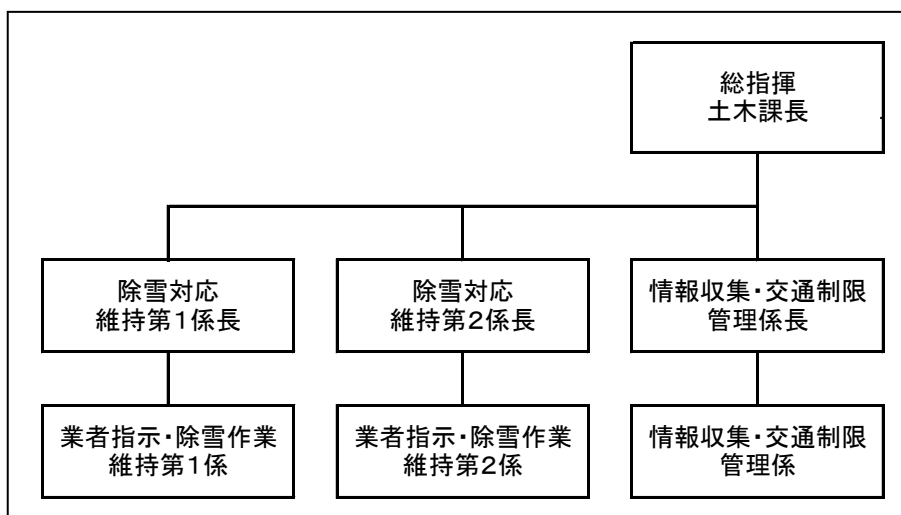
なお、積雪量が30cmを超える場合においては、災害対策本部が設置されない場合においても、建設部災害対策組織体制を構築するものとする。



(2) 通常体制

通常体制とは、災害対策本部体制以外の時の体制を指し、その本部体制及び除雪・連絡体制は下記図によるものとする。

【本部体制】 ・ 【除雪・連絡体制】



2 除排雪路線

(1) 除排雪路線の決定

除排雪路線は別に作成する除雪路線図に基づくものとする。

(2) 除排雪路線の優先順位

除排雪路線の優先順位については、国道、県道、市道の順に除雪するものとし、各路線の具体的な除雪順位については、各地域の状況を踏まえ別に定めるものとする。

3 除雪基準

市における市道の除雪は委託業務により実施するものとし、その除雪基準は下記表によるものとする。

| 除 雪 路 線 | 出 動 基 準 | 路面状態の目標 |
|--|--|---|
| 地域間を結ぶ市道で 一次除雪路線に指定 された道路 ※国・県道を結ぶ主要幹線道 路を指す | 降雪目安5～8cm わだち深さ5cm | <ul style="list-style-type: none">・通勤、通学時間帯の円滑な交通確保・定期、巡回（福祉）バス路線の運行確保 |
| 地域間を結ぶ市道で 二次除雪路線に指定 された道路 ※一次除雪路線に準じた地 区の重要路線を指す | 降雪目安10cm わだち深さ5cm | <ul style="list-style-type: none">・一次除雪路線に準ずる円滑な交通確保 |
| その他路線 | 降雪目安15cm程度 状況により対応 大雪、凍結等により 市民生活への支障が 予想されたとき | <ul style="list-style-type: none">・生活道路の円滑な交通確保 |
| ※出勤時に降雪が続いている場合 出勤時に降雪が続いている場合には、路面の状況が各出勤基準を下回るまで除雪作業を継続するものとする。 | | |

4 市民の除排雪体制

(1) 市民の除雪体制

市民は自助の精神に基づき各戸の玄関先及び所有地内等の除雪に努めるものとする。

(2) 地域の除雪体制

市民は日頃から区・PTAを中心とした地域体制の醸成に努め、区においては各区長を中心とし、PTAにおいては各PTA会長を中心として下記の除雪に努めるものとする。

また、除雪等に関する意見及び要望は、原則として区長経由とする。

| | |
|-----|------------------------------------|
| 区 | 地域内道路、生活道路、歩道、 横断歩道橋、ゴミステーション周辺 |
| PTA | 通学路、通学路となっている横断歩道 |

5 除雪受託業者の体制

除雪受託業者は、別に配布する佐久市除雪業務実施要領に基づき確実に除雪を行うものとし、降雪予報を確認し除雪機械を確実に出動できる態勢をとるとともに、除雪機械の整備及び燃料の確保並びに受託業者相互の協力体制の構築に努めるものとする。

6 公共雪捨て場の確保と管理

市は、復旧または修繕の必要がない河川敷などを公共の雪捨て場の候補地として把握し、必要に応じ雪捨て場の開設及び管理を行うものとする。

Ⅲ 融雪体制

1 融雪体制

融雪体制は除雪体制に準じるものとする。

但し、積雪量が多く、融雪の効果が見られない状況と判断されるときはこの限りではない。

2 融雪基準

融雪は除雪に先んじて実施する必要があるため、気象状況や路面状況などから凍結路面の発生や降雪予報がある場合で、概ね下記のような場合に行うものとする。

- (1) 路面が除雪出動基準に達しない場合で、圧雪が形成され路面凍結化するおそれがある場合。
- (2) 降雪や融雪により、路面や圧雪表面が湿潤状態になり再凍結のおそれがある場合。
- (3) 路面凍結が発生し、車両の円滑な走行が困難となるおそれがある場合。

3 融雪路線

融雪路線は別に作成する融雪路線図に基づくものとする。

4 市民の融雪体制

(1) 凍結防止剤の配布体制

凍結防止剤の配布要望は原則として区長が行うものとし、区長は各区の状況に応じ、必要な量の凍結防止剤を市に配布依頼するものとする。

(2) 市民・地域の融雪体制

市民は前記Ⅱ 4 (2) 地域の除雪体制に定める箇所中の、特に凍結について注意すべき箇所を中心に融雪に努めるものとする。

IV 情報共有・啓発計画

1 各団体の情報共有体制

(1) 各団体における除雪全体の情報共有体制

除雪に関する全体の方向性等については、県が設置する、国、県、市、NEXCO、警察等で構成する「除雪連絡会議」により各団体に情報を共有するものとする。

(2) 国県道及び市道の除雪及び規制に関する情報共有体制

県及び市がそれぞれ除雪する国県道と市道の除雪状況及び通行規制に関する情報の相互共有については、状況を把握するためFAX及び電子メールを用いて行うものとする。

2 市民への情報発信

(1) 通行規制について

国県道及び市道の交通規制について、市のホームページや防災無線、日本道路交通情報センターのホームページを活用し、情報提供を行うものとする。

(2) 啓発活動について

広報紙及びFM佐久平等により以下の内容について啓発を行う。

- ・地域住民が自主的に共同して行う除雪及び除雪事業への理解と協力について
- ・道路への雪出し及び水路への雪捨てによる二次災害防止等について
- ・除雪作業の停滞、交通渋滞などの混乱を起こす路上駐車防止について
- ・降雪時に倒伏する可能性のある竹木類の伐採について